特許庁編

工業所有権法(産業財産権法)逐条解説

〔第20版〕

凡

△収録した法律

の解釈〕〔参考〕の欄を設けた。 た工業所有権に関する手続等の特例に関する法律を一条ごとに区切り、必要に応じて〔旧法との関係〕〔趣旨〕〔字句 商標法施行法の八法、八四国会で成立した特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律並びに一一八国会で成立し 三一国会で成立した特許法、特許法施行法、実用新案法、実用新案法施行法、意匠法、意匠法施行法、商標法及び

△旧法との関係

旧法、 特許法、実用新案法、意匠法及び商標法の説明には 旧施行規則の条文数を示した。該当する条文がない場合には、「該当条文なし」とした。 [旧法との関係] の欄を設け、現行法の条文と比較対照すべき

△趣 旨

法施行法の条文のうち、特許法、特許法施行法と同一趣旨であるものについては、説明を省略し、参照すべき特許 現行法の条文の内容を概略的に説明した。実用新案法、実用新案法施行法、意匠法、意匠法施行法、 商標法、 商標

法、特許法施行法の条文数を示した。

△字句の解釈

た。一つの条文に二以上の字句の解釈がある場合には〈 〉の上部に1、2、3……と番号を付した。 現行法の条文のうち、特に説明を必要とすると思われる字句がある場合には、その字句を < > 内に示し、

△参考

た。一つの条文に二以上の参考がある場合には、^ 〉の上部に1、2、3……と番号を付した。 現行法の条文と関連する重要な事項であって参考となるものがある場合には、その内容を < > 内に示し、解説し

△準用条文の表示等

て、準用される条文の内容 「 」内に示した。 は、その旨を表わす뾠、窻、瓰の符号をつけ、さらに、条文中に他の条文を準用しているときは、文字を小さくし 昭和五一年の改訂版より、特許庁編「工業所有権法令集」(発明協会発行)に従い、特許法の規定が準用される場合

基づく国際出願等に関する法律については、「沿革略記、目次」で改丁し、「各章、附則」で改頁にした。 また、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律及び特許協力条約に

△法令名略語

民法

民事訴訟法

民訴

民

トンで作成された特許協力条約千九百七十年六月十九日にワシン	関する法律特定農林水産物等の名称の保護に	に関する法律施行規則特許協力条約に基づく国際出願等	に関する法律施行令特許協力条約に基づく国際出願等	に関する法律特許協力条約に基づく国際出願等	に関する法律工業所有権に関する手続等の特例	商標法	意 匠 法	実用新案法	特許法施行規則	特許法施行令	特許法施行法	特許法
P C T	GI法	国際出願施規(ただし、国際出願等に関する法律の中においては単に施規とのみ書く)	国際出願令(ただし、国際出願等に関する法律の中においては単に令とのみ書く)	国際出願(ただし、国際出願等に関する法律の中においては単に条文数のみを書く)	特例法(// // // // // // // // // // // // //	商(")	意 ()	実(この他の点は特許法関係法令に準ずる)	特施規(ただし、特許法の中においては単に施規とのみ書く)	特施令(ただし、特許法の中においては単に施令とのみ書く)	特施	特(ただし、特許法の中においては単に条文数のみを書く)

特許協力条約に基づく規則 PCT規則

知的所有権の貿易関連の側面に関

する協定

国際登録に関するハーグ協定のジ マドリッド協定議定書

議定書

TRIPS協定

ジュネーブ改正協定

ュネーブ改正協定

特許法条約

特許法条約に基づく規則

商標法に関するシンガポール条約 商標法に関するシンガポール条約

に基づく規則

PLT規則

P L T

 $\begin{array}{c} S \\ T \\ L \\ T \end{array}$

STLT規則

内 例 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 日 会 <td< th=""><th>年協力 展 所 新 許 が</th></td<>	年協力 展 所 新 許 が
	3手続等の特例に関する法律
	法法法法説例
案法法説例	案法法説例
案 法 法 説 例	案 法 説 例
法 説 例	法 説 例
	·
	序

目

次